

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	株式会社ユアーズ
住所	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成30年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	各種食料品小売業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5811)
事業の概要	昭和54年5月創業、広島市東区に本部を置き、総合食料品、日用雑貨のスーパーマーケットを営んでいる。現在では広島県23店舗、岡山県1店舗、出店している。内、広島市に17店舗出店している。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>昨年同様、温室効果ガスの排出制御にあたっては、管理本部長を総括とし、人事総務部長を推進責任者とします。また、各店舗での推進は、各店舗の店長を推進委員としてCO2排出制御に努めます。</p>
---

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	9,310 t-CO <sub>2</sub>	9,127 t-CO <sub>2</sub>	2.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		9,127 t-CO <sub>2</sub>	2.0 %
目標設定の考え方	平成30年度を基準とし、空調負荷の低減、効果率照明への順次更新を中心として、年間1%のCO2削減を目指します。		

- \*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- \*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- \*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- \*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- \*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- \*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(\*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
各種食料品小売業	0.2563	0.2513	2.0 %
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	延床面積を指標として考えた。平成30年度を基準値とし、年間1%の原単位削減を目指す。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

空調の温度設定の厳守によるエネルギー負荷の低減及び冷凍・冷蔵ケースのロードラインの厳守により、排出量の制御を図る。また、電気・水道・ガスの効率的な使用を進めるとともに、省エネ機器の導入により、温室効果ガスの実排出量を制御する。

- ・計画書初年度より、冷暖房の設定温度を政府の推奨値（冷房28℃、暖房20℃）を厳守
- ・計画書初年度より不使用室や不使用区画の消灯及び執務時間外（休憩時間等）における消灯
- ・計画書初年度より、照明器具改修時に高効果照明器具への切り替えを図ります。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(\*8)の活用等）

活用なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

当社では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制のため、店舗の設備機器の更新時には、省エネ機器の導入を図ります。

5 その他の取組

- ・社内メールでの月ごとのエネルギー使用量の公表により、社員の節約意識啓発を行う。
- ・廃棄物の分別処理を確実にを行う。

\*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

\*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。